

意見書案第13号

種苗法改正の撤回を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年12月11日

東近江市議会議長
市木 徹 様

提出者

東近江市議会議員 田 郷 正

賛同者

東近江市議会議員 山 中 一 志

東近江市議会議員 井 上 均

種苗法改正の撤回を求める意見書

今国会で種苗法改正案が十分な審議時間も保障されず成立されました。

元来、農家は農作物を販売する時、一部をタネとして残して翌年の栽培に使う「自家増殖」をしてきました。ところが種苗法改正案が成立すると登録品種を栽培するためには、種苗をすべて購入するか、育苗権者の許諾（有料）を得ないと栽培できなくなります。これは農家に大きな経済的負担をかけ経営を圧迫し、また、市内の農業振興に大きな打撃を与えます。

イチゴ農家は「毎年多くの苗が必要で、毎年苗を買うことになれば多額の資金が必要になり、働く意味がなくなってしまう」と語り、サツマイモ農家は「自家消費なら未熟な苗はとらないが、購入すれば苗の形状が細かったり長かったり安定しない。その土地にあったものかどうか分からない。購入はばくち」と語っています。

野菜だけでなく米、麦、大豆のタネも民間企業から購入せざるを得ない状況に農家を追い込むのが種苗法改正案です。

今回の種苗法の改正は、優良品種が海外へ流出することを防止するためといいますが、2018年の種子法廃止と同時に成立した「農業競争力強化支援法」では都道府県などが開発した種子の知見を民間事業者提供することを義務付けています。政府は「民間事業者とは、国内の企業だけではない」と国会で答弁していることから、日本の品種開発の知見を用い海外で品種登録することは可能となっています。

世界の種子市場はバイエルなど大手多国籍企業の寡占状況にあります。これら企業が本格的に日本に進出してきたら、国内の種子開発企業や育苗農家は太刀打ちできなくなり、日本独自の優良品種の新規開発も減少します。

種苗の自家増殖は農家の権利であり、農業の基幹です。その土地の農家が自家増殖を繰り返しながら、その土地に適した種苗をつくることで多様性も維持されてきました。他国籍企業に高いお金を払わなければならない事態になれば、日本の農業、地域の農業は大きな打撃を受けることは必至です。

最後に、種は、風や水、鳥や動物に運ばれて交雑し変化していきます。また、風土や気候によって、土地や農家が変われば多種多様に分岐します。命あるものは、環境に合わせて変化していくものであり、工業製品のように規格を維持しにくいものです。自然や農業の営みを、一部民間大企業の儲けのために規制していくことはなじみません。地域の風土に適した、安全で美味しい、栄養価の高い農産物の種子を未来に引き継いでいくためにも、農家に種の自家増殖を認め、「国連家族農業の10年」や「農民の権利宣言」でも謳われた小規模家族経営の農業の振興こそ、日本の農政の中核に位置付けるべきであり、そのことと逆行する種苗法改正は撤回すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により『種苗法「改正」の撤回を求める意見書』を提出します。

令和2年12月 日

東近江市議会議長 市 木 徹

内閣総理大臣殿、農林水産大臣殿